

# 留置されている人への面会・差入れについて

## 面会について

### 面会できる日

平日（土日・祝祭日を除く）

- ・ 午前9時～午後0時（最終開始午前11時30分～）
- ・ 午後1時～午後5時（最終開始午後4時30分～）

※ 1回の面会時間は、**30分以内**です。

### 面会を希望される場合

※ 面会日時を調整致しますので、原則、面会を希望される日の**前日までに**、留置管理課まで電話等で連絡してください。

※ 連絡は、平日の**午前8時30分から午後5時**の間で受付しており、土日・祝祭日の受付は行っていません。

### 注意事項

- ① 面会は**1日1回**、一度に3人まで面会することができます。
- ② 業務の都合上、面会をお断りすることがあります。
- ③ 面会の際は、必ず**身分を証明するもの**（免許証・保険証など）をご持参ください。身分が確認できない場合は、面会をお断りすることがあります。

## 差入れについて

### 受付時間・方法

平日（祝祭日を除く）

午前8時30分から午後5時までの間

上記の時間に差入れたい物品と**印鑑**を持参してください。

※ 郵送による差入れは原則できませんが、遠方等で持参による差入れが難しい場合は、事前に電話でお問い合わせください。

## 差入れ可能な物品

現金 3万円以内

市販の書籍

※ 差入れされる方、1人につき1回3冊まで  
便せん、封筒、切手など

衣類（2～3日分）

### 衣類の差入れについて

以下に該当するものは差入れできません。

◇ ボタン、チャック、装飾品が付いているもの

◇ ヒモが付いているもの

◇ ヒモを通すための穴が空いたもの

※あらかじめ穴を縫うなどしてふさいだものであれば可

×



○

【ヒモを通す穴  
をふさいだ状態】



◇ フード付きのもの

◇ ほつれ、破れがあるもの

◇ 伸縮性のあるもの

◇ 長い靴下、タイツ

（くるぶしまでの長さの靴下であれば可）

◇ 【女性用】ブラジャー、キャミソール、ストッキング等

## 注意事項

- ① 留置施設内で使用できない物品については、差入れをお断りすることがあります。
- ② 飲食物、薬、歯磨き粉、化粧品、コンタクトレンズ洗浄液など、中身が確認できない物品については、差入れすることができません。

## 差入れできない物品の例

歯磨き粉



タバコ



シャンプー・  
ボディソープ



飲食物



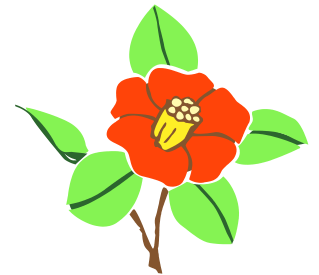
ボールペン  
など文房具



ハンドクリーム  
など化粧品



医薬品



ご不明な点は留置管理課にお問い合わせください。  
なお、電話による留置されている人の所在確認や伝言は受け付けできませんので、ご了承ください。

## 問い合わせ先

雲南警察署留置管理課  
0854-45-0110 (代表)  
内線 (241・242)

